

## 第百九十六回国会

## 総務

## 委員会議録 第八号

## 議録 第八号

平成三十年四月十日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 古屋範子君

理事 井上信治君

理事 橋慶一郎君

理事 小川淳也君

理事 井野俊郎君

小倉將信君

金子万寿夫君

菅家一郎君

小林史明君

坂本哲志君

谷公一君

中曾根康隆君

宮路拓馬君

山口俊一郎君

新藤富樺

佐藤次郎君

木村明男君

辰憲君

坂本哲志君

中曾根康隆君

宮路拓馬君

山口泰明君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

源馬謙太郎君

同日

井野俊郎君

左藤章君

穂坂泰君

鳩山二郎君

山口泰明君

奥野総一郎君

井野俊郎君

山口泰明君

第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同三条に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあっては、合併年度及びこれに続く二十五年度とし、それ以外の市町村である場合には、合併年度及びこれに続く二十年度としております。

第三に、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、順次これを許します。原口一博君。

○原口委員 おはようございます。民進党的原口一博でございます。

無所属の会を代表して、私も動議提出者でございますので、政府に質問していくたいと思います。

その前に、七派共同提案ということ、本動議、提出いただきましたことを高く評価したいと思います。

まず、自治行政局長で結構ですが、合併した市町村と合併していない市町村の財政力指数がどうなったのか、ここどころを見ておきたいと思います。

皆さんのお手元の資料三をもんになつてください。私が把握しているのはこういう状況であります。つまり、全国の財政力指数もや上がりました。で、もともと非合併団体の方が財政力指数が高かつた。合併団体は財政力指数は低かつたわ

けですけれども、このことについて、この数字について誤りはないか、まず確認をしておきたいと思います。

○山崎政府参考人 お答えを申し上げます。

お示しの数字のとおりでございまして、市町村の財政力指数、平成十年度〇・四二と比較しまして、二十年度〇・五六でございますので、〇・一四ポイントの改善となつております。

おおしゃつたとおりでございまして、合併した市町村と合併していない市町村、そういう初めの発射台が違いましたけれども、その後の結果で申しますと、やはり改善度は非常に合併したところは高いといふうになつてござります。

○原口委員 ありがとうございます。

資料一をごらんになつてください。

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、順次これを許します。原口一博君。

○原口委員 おはようございます。民進党的原口一博でございます。

無所属の会を代表して、私も動議提出者でございますので、政府に質問していくたいと思います。

その前に、七派共同提案ということ、本動議、提出いただきましたことを高く評価したいと思います。

まず、自治行政局長で結構ですが、合併した市町村と合併していない市町村の財政力指数がどうなったのか、ここどころを見ておきたいと思います。

これは、平成の大合併です。平成三十一年三月三十日から始まって、もう約二十年。これで延長すると、大体この二十五年近い間、特別的な措置があるということについてもきつちり考えておかなければいかぬと思います。

資料二をごらんになつてください。

これは、平成の大合併です。平成三十一年三月三十日から始まって、もう約二十年。これで延長すると、大体この二十五年近い間、特別的な措置があるということになるわけです。

そこで、やはり、平成の大合併、三位一体改革をどこかで総括しておかなきやいかぬと私は思っています。

まず、自治行政局長で結構ですが、合併した市町村と合併していない市町村の格差をどのように認識されているのか、また、平成の大合併をどのように総括されているのか、総務大臣に伺いたいと思います。

○野田国務大臣 お答えいたします。

私は、手元に、ある合併特例債を使った町の新庁舎建設工事の資料を持っています。これは摘要というところに何と書いてあるかというと、入札参加資格を有する業者一社、入札参加者一社、つまり資格も入札したところも一社、こういうものをやられてしまうと、最初は例えば三十五億だった

団体あつた市町村数は、平成二十一年度末時点には千七百二十七団体に減少し、行財政基盤が強化されるなどの成果が得られたと認識をしています。

一方で、小規模な市町村がなお相当数存在しており、今後の人口減少、少子高齢化社会を見通せば、持続可能な行政サービスを提供していく上で課題がある市町村があると考えています。

そのため、総務省では、全国の市町村が単独であらゆる行政サービスを提供するフルセットの行政の考え方から転換をし、近隣市町村と有機的に連携して対応するため、連携中枢都市圏や定住自立圏などの広域連携施策を推進するとともに、連携協約や事務の代替執行などの制度を設けて、市町村が、多様な手法の中から最も適したものを選択できる環境を整えてきたところです。

引き続き、全国の市町村が基礎自治体として持続可能な形で住民に行政サービスを提供していくよう、しっかりと取り組んでまいります。

○原口委員 資料二をごらんいただきますと、これが市町村の今おつやつた減税率、必ずしも災害があつたところが合併しているわけではないんですね。ですから、やはり、補助金の流れあるいは交付金の流れの中に身を置いて、そこで地域づくりをやつしていくところの方が逆に弱い場合もある。むしろ、自主自立でやつていくのですよ。ですから、やはり、補助金の流れあるいは交付金の流れの中に身を置いて、そこで地域づくりをやつしていくところの方が逆に弱い場合もある。むしろ、自主自立でやつていくのです。

そこで、総務大臣に伺いますが、合併特例債の使途による癒着というかあるいは暗部がふえてくると、私たちは、この交付税制度そのもの、あるいは合併特例債制度そのものにも国民から疑義を差し挟まれかねない、そういう事態が起きているんじゃないかというふうに思いました。

これは、平成の大合併です。平成三十一年三月三十日から始まって、もう約二十年。これで延長すると、大体この二十五年近い間、特別的な措置があるということになるわけです。

そこで、やはり、平成の大合併、三位一体改革をどこかで総括しておかなきやいかぬと私は思っています。

まず、自治行政局長で結構ですが、合併した市町村と合併していない市町村の格差をどのように認識されているのか、また、平成の大合併をどのように総括されているのか、総務大臣に伺いたいと思います。

○野田国務大臣 お答えいたします。

合併特例債の活用に当たっては、各市町村の議会における予算審議等を通じ、財政見通し等も踏まえながら、実施する事業の必要性や効果を含めて判断されているものと承知しています。

総務省としては、合併した市町村が地域の実情を踏まえながら合併特例債を有効に活用し、合併後のみずづくりを着実に進めしていくことを期待しているところです。

○原口委員 もう時間があとわずかになつてしまふので、私はここで、動議の提出者としても、これは野方國に認めていくわけではないんだ、む

しる、今までの総括をしながら、地方は地方でしっかりとチェックをしてほしい、そういう思いをこの議事録に残しておきたい。

また、総務大臣に更問ひをしますけれども、今回の延長、今度延長してしまうと四半世紀にわたりの延長に実質的になるところもあるのかわからぬ。そうすると、やはり、さつき申し上げたような、合併しているところと合併していないところの格差、あるいは補助金の中に身を置くその時間が長くなる、そのことについてはやはり抑制的に考えるべきじゃないか。

今回の延長を合併特例債の発行可能期間の最後の延長とすべきではないかと思うんですが、そういう議論があるんですねが、そのことについて総務大臣の御見解を伺つておきたいと思います。

○野田国務大臣　今回の法案は議員立法で提出されましたので、総務省としてのお答えは差し控えます。

いずれにしても、合併特例債の発行可能期間は、合併市町村の一体感を早期に醸成するためには、合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられたものであること、そして同時に、合併特例事業については、計画していた事業を実施、完了することが合併の効果を住民の皆様に実感し得たものであることを踏まえ、総務省としては、今後とも、法に定められた発行可能期間内に事業が着実に実施され完了するよう、適切に対処してまいります。

○原口委員　そうですね。適切にぜひ対応していただきたいのと、やはり、地方に対する、これは補助金が入つていれば会計検査院もそこへチェックをしていきます。中央政府や、あるいは中央の議会、つまり国会のチェックが地方に及ぶということは、私はそれはないと思う。しかし、だからこそ、民主主義のまさに学校と言われる地方議会のその機能を更に高めていく、その改革が必要だということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○古屋委員長　次に、本村伸子君。

○本村委員　日本共産党の本村伸子でございます。

よろしくお願ひいたします。

合併特例債の発行期間の対象となる自治体は、まず確認したいんですけども、全体で幾つなのか、そのうち被災自治体と非被災自治体は幾つか、それぞれお答えをいただきたいと思います。

○山崎政府参考人　お答え申し上げます。

合併特例債の延長の対象となる市町村数は五百五十五団体でございまして、そのうち、東日本大震災の被災市町村数は七十五団体、それ以外の市町村数は四百八十団体となつております。

○本村委員　今お示しをいたしました被災地といふのは、東日本大震災の被災を受けた合併市町村といふことで、熊本地震やあるいは九州北部の豪雨の被災地は、この法案の中の被災地の被災自治体ということには含まれております。

金額についても確認をしたいというふうに思いました。

定がないのは今二兆円とされておりますけれども、十二兆円の積算見積りのうち、予定がなきれども、十二兆円の積算見積りのうち、予定がないのは今二兆円とされておりますけれども、そのうち被災市町村、幾ら使えるのかお示しをいただきたいと思います。

○山崎政府参考人　御指摘の約二兆円のうち、東日本大震災の被災市町村分が約四千億円、それ以外の市町村分が約一兆六千億円となつております。

○本村委員　対象となる市町村の多くは、被災地以外の方が圧倒的に多いということになつてしまつります。

この法案については、被災市町村を支援するという観点から私どもも賛成をいたしますけれども、しかし、問題点は指摘していくかなければいけないということで、質疑を受けたいというふうに思います。

発行期間の延長による恩恵を受けるのは、先ほど来て確認をきましたけれども、多くは被災地以外の合併市町村でござります。

提案の方にお伺いをしたいんですけども、本法案は、前の改正で追加された、被災地以外の

合併特例債の発行期間を再延長するものであります。これによって、合併推進のためのあめと役割を果たしてきた優遇措置を更に継続するといふことになる、そういう認識について、まずお伺いをしたいと思います。

○坂本委員　委員御指摘のとおり、合併特例債は、平成の合併を推進する観点から、手厚い財政措置として設けられたものであると承知しております。

今回の改正は、その発行可能期間を延長するものであります。もっとも、改正案はあくまで、平成二十八年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、さらには東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施に支障が生じているという状況にあること、そして、これに加えまして、百六十を超える地方公共団体からの要望があること、このことを踏まえまして、合併特例債の発行可能期間を延長するものであるという点を何とぞ御理解いただきたいというふうに思います。

○本村委員　先ほども百六十団体から要望があるというお話をありましたけれども、この再延長を求める要望書の中にも、合併による複雑な住民感情が存在する中、住民との合意形成に予想以上に時間を要したことで事業進捗が遅延している案件も発生していますというふうに言われております。

この合併特例債の延長措置が有意義な形で使われたのか、どのように住民の利益になつたのか、住民合意に基づいて有用に使われているのか、このういう観点から徹底的な調査、検証が必要だというふうに思いますけれども、総務大臣の見解を伺いたいと思います。

○野田国務大臣　お答えいたします。

合併特例債は、合併した市町村が、合併後の一体性の速やかな確立や均衡ある発展に資するため、市町村建設計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業等に活用できるものです。

その活用に当たつては、各市町村の議会における予算審議等を通じ、財政見通し等も踏まえながら、実施する事業の必要性や効果を含めて判断されているものと承知しています。

総務省としても、合併特例債の発行状況調査等を通じてその活用状況の把握に努めており、具体的には、合併市町村の周辺部から中心部に至る道路の建設や、小中学校校舎の耐震化工事、コミニコティー施設の整備、消防防災施設など、地域住民の生活にとって必要不可欠な社会基盤の整備に多く活用されているものと認識をしています。

合併した市町村が合併特例債を有効に活用して、住民の合意形成を図りながら、合併後のまちづくりを着実に進めていくことを期待するとともに、引き続き、合併特例債の発行状況調査等を通じてその活用状況を把握してまいります。

○本村委員　私の地元にも幾つも合併した市町村があるわけですが、例えば愛知県の愛西市では、四つの自治体が対等な立場で合併をしたわけですから、合併の協定では、四つの役場を残すんだということで分庁方式で合意をされましたけれども、結局その後、庁舎統合ということで、合併時に約束したことが守られていない事態となりました。合併特例債を活用して建てられた新庁舎をつくるに当たつては、住民投票を求める、そういう声が大きかつたわけですけれども、住民投票もせずに強行をされてしまった。そもそも約束が守られなかつた。

役場の機能、それそれ縮小されまして、出張所も今月廃止というところも出ております。周辺部が切り捨てられているという現実もございます。そして、サービスは低下させないんだというふうに合併時約束をされておりましたけれども、サービスもどんどん悪くなつていてるという現実がござります。やはり、こういう点もしつかりと見なければいけないといふふうに思つております。自主自立の道を貫いて合併しなかつた市町村も被災地となつているケースがござります。被災地中で、一方は有利な地方債を活用できるけれども







ることができない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認定の基準)

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画(同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む)が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができるものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

(電気通信事業を営もうとする者等への適用)第五十条の五 前三条(第五十条の二第三項を除く)の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第一百六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項」とあるのは、「第九条の登録又は第十六条第一項若しくは第一百六十五条第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の」とする。

(変更の認定等)

第五十条の六 第五十条の二第一項の認定を受

けた電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

二 第五十条の二第二項、第五十条の三及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画(変更に係る部分に限る。)」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

三 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき。第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。

三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

(承継)

第五十条の七 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第二号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、同項の認定を取消されるものとする。

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

三 第五十条の二第一項の規定により電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

四 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

第五十条の八 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の認定は、その効力を失う。

一 第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき。

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

三 電気通信事業の全部を廃止したとき。

四 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

(認定の取消し)

第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。

三 第五十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じたとき。

(電気通信事業者の地位を承継する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等)

第五十条の十 第五十条の二第二項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

一 第五十条の八の規定により利用者設備識

別番号の指定が失効したとき。

二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。

(利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等)

第五十条の十一 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、職權で、利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定をするものとする。当該電気通信番号の指定の取消しについても、同様とする。

(電気通信番号計画への記載)

第五十条の十二 総務大臣は、次に掲げる場合には、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

一 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があつたとき。

二 第五十条の二第二項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。

三 第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。

四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。

五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じたとき。

(電気通信事業者の地位を承継する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等)

第五十条の十一 第五十条中「用いる」を「使用する」に、「公

共の利益のため緊急に行うことをする通信」を「重要通信」に、「が前条第一項の総務省令で定める基準」を「の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画」に、「その基準」を「当該認定電気通信番号使用計画」に、「変更する」を「使用するに、「その使用を禁止する」を「当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命ずるに改める。

第八十一条中「帳簿」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他

の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。」を、「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第八十五条の九第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第九十五条第二項において同じ。」を削り、「第一百九十二条第三号」を「第一百九十二条第二号」に改める。

第八十五条の十及び第九十六条中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

## 第二章に次の二節を加える。

### 第七節 認定送信型対電気通信設備サ

#### イバ一攻撃対処協会

(認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対

処協会の認定)

第一百六十二条の二 総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務(以下この節において「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対電気通信業務」という)を行ふ者として認定することができる。

一 送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情

報通信ネットワーク又は電磁的方式で作ら

れた記録に係る記録媒体を通じた電子計算

機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信

設備の機能に障害を与える電気通信の送信

(当該電気通信の送信を行う指令を与える

電気通信の送信を含む。次項第一号イにお

いて同じ)により行われるもの)をいう。同

項目において同じ)に対処する電気通信事業者を支援することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを目的とすること。

二 次項第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに該当する電気通信事業者を社員(同項第一号及び第二号並びに第三項第二号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

四 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

前項の規定による認定を受けた一般社団法人(以下「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員である電気通信事業者であつて次のいずれにも該当するものの委託を受けて、ロ(1)又は(2)に定める者に対し、ロの通知を行うこと。

イ 第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において、その利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃(電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴(以下単に「通信履歴」という。)の電磁的記録により送信元の電気通信設備が送信先であることが特定された場合において、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録により当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備が合理的に特定できないときは、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を合理的に特定するための調査及び研究の用に供するため、当該通信履歴の電磁的記録の提供を行う旨を定めていること。

ロ 前号イに該当すること。

イ 電気通信役務の提供条件において、そ

の電気通信事業者であつて次の

いずれにも該当するものからロの通信履歴

の電磁的記録の提供を受け、ロの調査及び

研究を行うこと並びにその成果の普及を行

うこと。

イ 前号イに該当すること。

ロ 電気通信役務の提供条件において、そ

の電気通信事業者又はその利用者の電気通

信設備が送信型対電気通信設備サイバー

攻撃の送信先であることが特定された場

合において、その業務上記録している通

信履歴の電磁的記録により当該送信型対

電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電

気通信設備が合理的に特定できないとき

は、認定送信型対電気通信設備サイバー

攻撃対処協会に対し、送信型対電気通信

設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設

備を合理的に特定するための調査及び研

究の用に供するため、当該通信履歴の電

磁的記録の提供を行う旨を定めているこ

と。

前二号に掲げるもののほか、送信型対

電気通信設備サイバー攻撃に對処する電気通

信事業者を支援すること。

三 第一項の規定による認定を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 特定会員(会員である電気通信事業者で

あつて、前項第一号イ及びロ又は第二号イ

及びロに該当するものをいう。次条第一項

及び第三項並びに第百八十八条第五号に

おいて同じ。)の氏名又は名称

当該通信履歴の電磁的記録を証拠として

当該電気通信設備を送信元とする送信型

対電気通信設備サイバー攻撃又はそのお

それへの対処を求める通知を行う旨を定めていること。

三 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲及びその実施の方法

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で

定める事項

四 前項の申請書には、定款その他の総務省令

で定める書類を添付しなければならない。

五 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対

処協会は、第三項第三号に掲げる事項を変更

しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定められた軽微な変更については、この限りでない。

六 第三項及び第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、

第三項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号及び第三号に掲げる事項(同号に掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

七 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対

処協会は、第三項各号(第三号を除く。)に掲

げる事項に変更があつたとき、又は第五項を

だしへの総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(特定会員名簿の縦覧等)

二 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対

処協会は、総務省令で定めると

ころにより、特定会員名簿を公衆の縦覧に供

しなければならない。

三 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対

処協会でない者は、その名称中に、認定送信

型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会と誤





<p><b>電気通信事業法第百十六条の二第二項</b></p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。</p>	<p>不正アクセス行為の禁止等に関する法律</p> <p>第二条第四項第一号</p> <p>及び当該</p> <p>を除く</p>	<p>三 国立研究開発法人情報通信研究機構の委託を受けて、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)附則第八条第二項第一号又は口に定める者に対し、同号の通知を行うこと。</p>
<p>8 第二項から第四項までの規定により機構の業務が行われる場合には、電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた電気通信事業者は、当該認可を受けた技術的条件において、アクセス制御機能(特定電子計算機である電気通信設備が有するものに限る)に係る識別符号について、第四項第一号の総務省令で定める基準に相当する基準又はこれを上回る基準を定めているときを除き、同号の総務省令で定める基準に相当する基準を定めているものとみなす。</p> <p>附則第九条を附則第八条とする。</p> <p>附則第十条を附則第十二条とし、同条の前に次の三条を加える。</p> <p>(実施計画)</p> <p>第九条 機構は、前条第二項に規定する業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該業務の実施に関する計画を作成し、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>（国家公安委員会及び経済産業大臣との協議）</p> <p>第十条 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 附則第八条第四項第一号又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。</p> <p>二 前条の認可をしようとするとき。</p> <p>(審議会等への諮問)</p> <p>第十一条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>（準備行為）</p> <p>第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(次条第一項及び第二項において「第二号施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新事業法」という。)第五十条第二項の規定による電気通信番号計画(同項に規定する電気通信番号計</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月</p> <p>(施行期日)</p> <p>二 附則第九条の認可</p>	<p>（準備行為）</p> <p>第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(次条第一項及び第二項において「第二号施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新事業法」という。)第五十条第二項の規定による電気通信番号計画(同項に規定する電気通信番号計</p>
---	--

<p>二 附則第五条の規定 公布の日</p> <p>一 第一条中電気通信事業法の目次の改正規定</p> <p>二 第一条の改正規定、同法第三十三条の次に「第三款 電気通信番号(第五十条第一項第一条)を「第二款 端末設備の接続等(第五十二条第一項第一条)を「第三款 端末設備の接続等(第五十二条第一項第一条)を「第四十九条に、「第二款</p>	<p>三 前二号に掲げるものほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。</p>
<p>（新事業法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に電気通信番号(新事業法第五十条第一項</p>	<p>を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条及び附則第五条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条中電気通信事業法の目次の改正規定</p> <p>（第五十一条）を「第四十九条に、「第二款</p>

に規定する電気通信番号をいう。以下この条において同じ。)を使用している電気通信事業者(次項に規定するものを除く。)は、新事業法第五十条第一項及び第五十条の二第一項の規定にかかわらず、第二号施行日から起算して六月を経過する日までの間(当該期間内に当該電気通信事業者が標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画(同項に規定する電気通信番号使用計画をいう。)を作成したときは、同条第三項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされるまでの間は、電気通信番号を従前の例により引き続き使用することができる。当該電気通信事業者がその期間内に同項の認定を申請した場合において、その期間を経過したときは、当該申請について認定又は認定の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に電気通信番号を使用している電気通信事業者(同号に掲げる規定の施行の際現に付番(新事業法第五十条の二第一項第二号に規定する付番をいう。以下この項において同じ。)をしているものに限る。)は、新事業法第五十条第一項及び第五十条の二第一項の規定にかかわらず、第一号施行日から起算して六月を経過するまでの間は、電気通信番号を従前の例により引き続き使用すること(付番を従前の例により引き続きすることを含む。)ができる。当該電気通信事業者がその期間内に次項の規定により読み替えて適用する同条第一項の認定(同項の指定を含む。以下この項において同じ。)を申請した場合において、その期間を経過したときは、当該申請について認定又は認定の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

前項に規定する電気通信事業者に対する新事業法第五十条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合には、付番をしようとする利用者設備識別番号(電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成三十

年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に付番をしている場合を含む。)には、付番をしようとする利用者設備識別番号(同号に掲げる規定の施行の日前に付番をした利用者設備識別番号及び同日以後に同法附則第三条第二項の規定により付番を従前の例によりした利用者設備識別番号を含む。)」とす

4 第一項又は第二項の規定により電気通信番号を従前の例により引き続き使用することができるのは、電気通信事業者に対する新事業法第五十一条の規定の適用については、同条中「当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第二号)附則第三条第一項又は

第二項の規定」と、「当該認定電気通信番号使用計画に」とあるのは「当該規定に」と、「当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命ずる」とあるのは「その使用を禁止する」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新事業法及び新機構法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第七条 電波法昭和二十五年法律第百二十一号の一部を次のように改正する。

第二十七条の十五第二項第四号二中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条」に改める。

<p>(登録免許税法の一部改正)</p> <p>第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第五十一号中「又は電気通信主任技</p> <p>(二) 電気通信事業法第百十六条の二第一項(認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定)の認定</p> <p>送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定</p>	<p>術者」を「若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定又は電気通信主任技術者」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)を同号(二)とし、同号(一)の次に次のように加える。</p>
--	--